

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領

制 定：令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号
農林水産省農産局長、畜産局長通知

第1 事業内容

国内肥料資源利用拡大対策事業の実施については、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、本事業の事業内容は以下のとおりとし、詳細は別紙1及び別紙2のとおりとする。

1 国内肥料資源活用総合支援事業

（1）国内肥料資源活用施設総合整備支援

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「国内資源由来肥料」という。）への転換を進めるため、事業実施主体がこれら国内資源を活用する際に必要となる施設等の整備を支援する。

（2）国内肥料資源活用総合推進支援

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体がこれら国内資源を活用した肥料の利用を拡大する取組を支援する。

（3）国内肥料資源活用推進事業

（1）又は（2）の事業効果を十分に発揮させるため、（1）又は（2）の事業実施主体への助言や各種手続の事務、取組の実施確認等を行うことにより、当該事業の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

（4）国内肥料資源流通促進支援

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体が国内資源由来肥料の流通促進に向け肥料原料供給事業者、肥料製造事業者、農業者等のマッチング等の全国的な取組推進に必要な活動を支援する。

2 畜産環境対策総合支援事業

（1）畜産堆肥流通体制支援事業

畜産農家等における好気性強制発酵による堆肥の高品質化など環境負荷低減の取組に対する理解醸成を図るための検討会の開催、情報発信、畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むにあたっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等の取組を支援する。

（2）畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

（ア）耕種農家における堆肥・液肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、堆肥造粒機等の導入等を支援する。

（イ）堆肥のクロピラリド検査体制の構築に必要な研修、クロピラリド検査機器の導入等を支援する。

（ウ）堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化の取組を支援する。

- (エ) 異なる畜種間の連携等による飼料生産の際の化学肥料の使用量を低減する取組を支援する。
- (3) 畜産・土づくり施設等導入支援事業
- 好気性強制発酵による堆肥・液肥の高品質化、堆肥のペレット化等に係る施設等の整備又は補改修等を支援する。
- (4) 畜産環境対策推進体制支援事業
- 地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催や、畜産経営に由来する臭気の測定又は排水の水質検査の取組を支援する。
- (5) 畜産環境関連施設等導入支援事業
- 高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修を支援する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「畜産環境対策総合支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（令和2年3月17日付け元生畜第1842号農林水産省生産局長通知。以下「旧事務取扱い」という。）は、廃止する。ただし、本要領による廃止前の旧事務取扱いに基づき実施する事業については、なお従前の例による。

別紙 1（第 1 の 1 関係）

国内肥料資源活用総合支援事業

第 1 事業実施主体

事業実施主体は別表 1 の区分の欄に掲げる者のいずれかとし、交付等要綱第 4 の農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定める要件は、別表 1 の要件の欄のとおりとする。

第 2 都道府県協議会

実施要領第 1 の 1（3）の事業を実施する都道府県協議会（以下「都道府県協議会」という。）の要件は、以下のとおりとする。

- （1）代表者が定められていること。
- （2）構成員に都道府県が含まれていること。
- （3）組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- （4）事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第 3 都道府県協議会の承認等手続

都道府県協議会は、以下により業務方法書を作成し、地方農政局長等（事業実施主体による補助事業の実施場所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務局長、事業実施主体による補助事業の実施場所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体による補助事業の実施場所がその他の都府県に所在する場合にあつては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

- （1）以下に掲げる都道府県協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、都道府県協議会を設置するものとする。

なお、既存の協議会を活用する場合には、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、当該都道府県協議会の総会の議決を得るものとする。

- ア 都道府県協議会規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 内部監査実施規程

- （2）都道府県協議会長は、地方農政局長等に会員名簿、協議会規約等及び業務方法書を添えて、別記様式第 1 号により承認を申請しなければならない。
- （3）業務方法書には、本事業に係る申請、補助金の管理、支払、実績の報告及び補助金の返還に係る事項並びにその他業務運営に必要な事項を記載するものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(2) の申請の内容を審査し、第2の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から速やかにこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。
- (5) 都道府県協議会長は、本事業の事業実施期間において、本事業に係る都道府県協議会規約を変更しようとするときは、地方農政局長等に別記様式第2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う審査から承認の通知までの手続は(4)に準ずるものとする。
- (6) 都道府県協議会長は、本事業の事業実施期間において、(1) のイからオまでの規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に別記様式第3号により届け出なければならない。
- (7) 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、地方農政局長等に別記様式第4号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う審査から承認の通知までの手続は(4)に準ずるものとする。
- (8) 地方農政局長等は、都道府県協議会が第2の要件を欠いたと認めた場合又は交付等要綱第2に定める補助金の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、(4) の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）からとるべき措置についての指示を受けなければならない。また、(4) の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により都道府県協議会長に通知しなければならない。

第4 事業の内容

実施要領第1の1の(1)から(4)までの事業の実施は、以下によるものとする。

- 1 国内肥料資源活用施設総合整備支援
別紙1-1に定めるとおりとする。
- 2 国内肥料資源活用総合推進支援
別紙1-2に定めるとおりとする。
- 3 国内肥料資源活用推進事業
別紙1-3に定めるとおりとする。
- 4 国内肥料資源流通促進支援
別紙1-4に定めるとおりとする。

第5 補助金の交付額

- 1 国は、予算の範囲内において、都道府県協議会及び事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、本事業の実施に必要な補助金を交付するものとする。
- 2 国は、補助事業者の交付申請見込額の全国の総額が予算を上回る場合には、調整を行うものとする。

第6 補助対象経費

- 1 本事業の補助対象経費及び補助率は、別紙1-1から別紙1-4までに掲げるとおりとする。

- 2 補助事業者は、本事業の会計について、他の事業等の会計と明確に区分し、費目ごとに金額が確認できる証拠書類等を整理すること。
- 3 交付決定額は、補助対象経費等の精査により交付申請額から減額することがある。
- 4 別紙1－2の取組で導入する機械に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

第7 補助対象としない経費

本事業の実施に必要な経費であっても、以下に掲げるものは補助対象としない。

- 1 事業実施主体の運営に係る経費
- 2 パソコン、デジタルカメラ等の汎用性のある備品の購入費
- 3 本事業により農産物の収量及び品質が低下した場合の補てん料
- 4 本事業を実施するために雇用した者に対して支払う経費のうち、実働に応じた対価として支払う賃金以外の経費
- 5 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 6 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 7 飲食費
- 8 補助金の交付決定前に支出される経費（第11の2に定める交付決定前着手届を提出している場合及び別紙1－2の第6の4に該当する取組を除く。）
- 9 本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費
- 10 国が補助する他の事業と重複する経費
- 11 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したものとして証明できない経費

第8 事業実施計画書の作成

- 1 事業実施主体は、第4の1又は2の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第1項の農産局長等が別に定める事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を別記様式第5－1号により作成し、第9の1に定める方法で提出する。
- 2 都道府県協議会は、第4の3の事業を実施しようとする場合、事業実施計画書を別記様式第5－2号により作成し、第9の2に定める方法で提出する。
- 3 事業実施主体は、第4の4の事業を実施しようとする場合、事業実施計画書を別記様式第5－3号により作成し、第9の3に定める方法で提出する。

第9 事業実施計画書の提出

- 1 事業実施主体が第4の1又は2の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第2項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、別紙1－1の第2又は別紙1－2の第2の計画に位置付けられた取組範囲が都道府県域を越えない場合は（1）の方法で、取組範囲が都道府県域を越える場合は（1）又は（2）のいずれかの方法で提出するものとする。
 - （1） 都道府県協議会への提出
 - ア 事業実施主体は、事業実施計画書を都道府県協議会長へ提出するものとする。
 - イ 都道府県協議会長は、アの事業実施計画書を取りまとめ、内容が適切と認められるときは、事業実施計画書を地方農政局長等へ提出するものとする。
 - ウ 地方農政局長等は、事業実施計画の審査を行い、内容が適切であると認められるときは、予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定し、都道府県協議会長に対し、別記様式第6号により通知するものとする。
 - エ 都道府県協議会長は、地方農政局長等から補助金交付候補者の通知を受け取り次第、速やかに事業実施主体に対し、別記様式第7号により採択された旨を通知するものとする。
 - （2） 地方農政局長等への提出
 - ア 事業実施主体は、事業実施計画書を地方農政局長等へ提出するものとする。
 - イ 地方農政局長等は、事業実施計画の審査を行い、内容が適切であると認められるときは、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者に対し、別記様式第7号により採択された旨を通知するものとする。
- 2 都道府県協議会が第4の3の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第2項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、以下の方法で提出するものとする。
 - （1） 都道府県協議会は、事業実施計画書を地方農政局長等へ提出するものとする。
 - （2） 地方農政局長等は、事業実施計画の内容が適切であると認められるときは、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定し、都道府県協議会長に対し、1の（1）のウの通知とあわせて別記様式第6号により採択された旨を通知するものとする。
- 3 事業実施主体が第4の4の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第2項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、以下の方法で提出するものとする。
 - （1） 事業実施主体は、事業実施計画を農産局長へ提出するものとする。
 - （2） 農産局長は、補助金交付候補者を選定し、事業実施主体に対し、採択された旨を通知するものとする。

第10 事業実施計画書の変更

- 1 事業実施主体は、第8の1の事業実施計画書の重要な変更（交付等要綱別表の重要な変更の欄に限る。以下、同じ。）については、交付等要綱第15第1項の規定により変更等承認申請書を提出するものとする。なお、事業実施計画書が第9の1（1）により提出されている場合、事業実施主体は都道府県協議会を通じて変更等承認申請書を提出するものとし、都道府県協議会は当該変更が適切に行われるよう、事業実施主体に対して適切な指導等を行うものとする。
- 2 都道府県協議会は、第8の2の事業実施計画書の重要な変更については、交付等要綱第15第1項

の規定により変更等承認申請書を提出するものとする。

- 3 事業実施主体は、第8の3の事業実施計画書の重要な変更については、交付等要綱第15第1項の規定により変更等承認申請書を提出するものとする。

第11 事業の着手

- 1 補助事業者は、交付等要綱第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。
- 2 ただし、補助事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、補助事業者は、あらかじめ交付等要綱別表の交付決定者の欄に掲げる者（ただし、交付決定者が農林水産大臣の場合にあっては農産局長とする。以下「交付決定者」という。）の適正な指導を受け、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第8号により交付決定者（第9の1の（1）により事業実施計画書を提出した場合は都道府県協議会を通じて提出するものとする。）に提出するものとする。
- 3 前項の規定により交付等要綱第11第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に補助事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する補助事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。
- 4 交付決定者は、補助事業者が第2項に基づいて交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、補助事業が適正に行われるようにするものとする。

第12 概算払の手続

第9の1（1）により事業実施計画書を提出した事業実施主体に交付等要綱第19の概算払を行う際は、以下のとおり行うものとする。

- 1 都道府県協議会長は、概算払を受けようとする事業実施主体から別記様式第9号により概算払請求書の提出を受けるものとする。
- 2 都道府県協議会長は、提出された概算払請求書の内容を確認し、適正であると認めた場合には、事業実施主体への交付予定額の範囲内で、当該事業実施主体に補助金を交付するとともに、交付額を通知するものとする。

第13 事業実績の報告

第9の1（1）により事業実施計画書を提出した事業実施主体が交付等要綱第20第1項に定める実績報告書を作成する際は、以下のとおり行うものとする。

- 1 都道府県協議会は、事業実施主体に対し、別記様式第10号により実績報告書を提出させるものとする。
- 2 都道府県協議会は、提出された実績報告書について、内容が適切か、添付資料等により取組が確実に実施されたかを確認し、必要に応じて現地確認を行った上で、事業実施主体に対して交付

額を通知し、補助金を交付するものとする。

第14 補助金の返還

第9の1（1）により事業実施計画書を提出した事業実施主体に交付等要綱第21第2項又は交付等要綱第23第2項の返還を求める際は、以下のとおり行うものとする。

- 1 都道府県協議会長は、事業実施主体が補助金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示の下、当該事業実施主体に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。
- 2 1により補助金の返還があった場合は、都道府県協議会長は当該返還額を国に返還するものとする。
- 3 都道府県協議会長は、1により返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。
- 4 3により返還を求められた金額を支払わない事業実施主体があるときは、都道府県協議会長は、期限を指定してこれを督促するものとする。
- 5 地方農政局長等は、必要に応じて事業実施主体に対し直接補助金の返還を求めることができるものとする。

第15 事業の評価等

- 1 第4の1又は2を実施した事業実施主体が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。
 - （1）事業実施主体は、別紙1－1又は別紙1－2に定める成果目標の達成状況について評価を行い、別記様式第11－1号により評価報告書を作成し、成果目標の目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県協議会長に報告するものとする。都道府県協議会は、当該報告が適切に行われるよう、事業実施主体に対して適切な指導等を行った上で評価報告書を取りまとめて地方農政局長等に報告する。ただし、事業実施計画書が第9の1（2）により提出されている場合、事業実施主体は地方農政局長等に直接評価報告書を提出する。
 - （2）地方農政局長等は、（1）の事業評価の報告を受けた場合、事業実施主体による事業評価が適正になされているかについて点検を行い、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催して評価を行うものとする。
 - （3）地方農政局長等は、評価の結果、事業評価が適正になされていないと判断する場合には、都道府県協議会又は事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導する。
 - （4）地方農政局長等は、本事業の実施効果等について、必要があると判断した場合には調査を実施できるものとする。この際、都道府県協議会及び事業実施主体は、地方農政局長等の求めに応じ、調査に協力するものとする。
 - （5）地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、事業実施主体の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、事業実施主体に対し、都道府県協議会を通じて引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、改善計画を提出させるものとする。ただし、事業実施計画書が第9の1（2）により提出されている場合、地方農政局長等は事業実

施主体に直接指導を行うものとする。

2 第4の4を実施した事業実施主体が事業の評価の報告をしようとする場合、以下のとおり行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、別紙1－4に定める成果目標の達成状況について評価を行い、別記様式第11－2号により評価報告書を作成し、成果目標の目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長に報告するものとする。
- (2) 農産局長は、(1)の事業評価の報告を受けた場合、事業実施主体による事業評価が適正になされているかについて評価を行うものとする。
- (3) 農産局長は、評価の結果、事業評価が適正になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導する。
- (4) 農産局長は、本事業の実施効果等について、必要があると判断した場合には調査を実施できるものとする。この際、事業実施主体は、農林水産大臣の求めに応じ、調査に協力するものとする。
- (5) 農産局長は、事業実施計画に掲げた目標が達成されていない場合にあっては、事業実施主体の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、改善計画を提出させるものとする。

第16 証拠書類の保管

補助事業者は、事業の支出内容の帳簿及び証拠書類又は証拠物を整備して、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、交付決定者から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

別紙 1－1（別紙 1 第 4 の 1 関係）

国内肥料資源活用施設総合整備支援

第 1 事業の目的

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体がこれら国内資源を活用する際に必要となる施設等の整備を支援する。

第 2 事業要件

本事業の実施に当たっての事業要件は、別記参考様式に示した記載例を参考に肥料原料供給者、肥料製造業者及び肥料利用者の連携を位置付けた計画を有していること。

第 3 事業内容及び補助対象経費

本事業の事業内容は、以下の取組とし、補助対象経費は、事業に必要な経費とする。

- 1 国内資源由来肥料の製造のための国内資源供給施設等の整備
- 2 国内資源由来肥料の製造施設等の整備
- 3 国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備

第 4 補助率

本事業の補助率は、2 分の 1 以内とする。

第 5 成果目標

成果目標については、以下のとおりとする。

- 1 第 3 の 1 及び 2 の取組を実施する場合にあっては、国内資源由来肥料原料又は肥料を生産又は製造し、肥料製造事業者又は肥料利用者に対する販売又は提供数量の増加を図ることとし、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
- 2 第 3 の 3 の取組を実施する場合にあっては、国内資源由来肥料の取扱数量の増加を図ることとし、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

第 6 事業の実施に係る留意点

- 1 本事業において対象とする国内資源由来肥料は、原則として、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「肥料法」という。）第 4 条に基づき登録がなされたもの（ただし、同条第 4 項に定める場合を除く。）のほか、肥料法第 16 条の 2 に基づき届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く。）若しくは肥料法第 22 条に基づき特殊肥料として届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く。）又はこれらの登録若しくは届出がなされることが見込まれるものとする。
- 2 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に向けて取り組むこととする。

- 3 整備する施設等については、別表2に定める区分ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- 4 本事業の1事業実施計画当たりの補助金の上限額は、20億円とする。
- 5 次の取組及び費用等は、補助対象としない。(別表2に定める場合を除く。)
 - ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組
 - イ 既存の施設、機械の代替として同種・同能力のものを再整備する取組
 - ウ 本事業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入
 - エ 本体価格が50万円未満の機械等の導入又はリース導入
 - オ 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、賃借に要する経費又は補償費
- 6 補助対象とする事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、事業の目的に合致するものでなければならないものとする。また、事業費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大積算等の不当実態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 7 本事業で整備する施設等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）も対象にする（内部設備を含まない施設のみの整備を含む。）。その際、既存の施設等の再編合理化を検討するものとする。
- 8 既存の施設等の改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とする。
 - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
 - イ 改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。
 - ウ 補助により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- 9 既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、本事業の実施地域の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
- 10 施設等の整備に当たり、既存の施設等の撤去費についても、補助の対象とする。
- 11 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須と

する。)に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

12 施設等の整備又は補改修等に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。

ア 原則として、補助対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。

イ 原料となる堆肥や下水汚泥資源等の国内資源の調達方法や調達量、生産された肥料の需要のほか、既存の肥料生産施設等の設置、生産能力、稼働状況等を十分配慮するものとする。

ウ 施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
また、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

エ 資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物等の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守すること。

オ 周辺住民からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電のための発電に要する施設として利用しないこと。

カ 肥料成分等について分析を行い、耕種農家等の需用者のニーズに合うものを製造すること。

キ 下水汚泥資源を原料として使用する場合にあっては、農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防ぐ観点から、農林水産省「下水汚泥肥料中の重金属管理手引書（平成27年3月）」に従って、適正な品質管理を行うこと。

13 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的とした施設を整備する場合については、貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等に協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

14 本事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知)を準用するものとする。

別紙 1－2（別紙 1 第 4 の 2 関係）

国内肥料資源活用総合推進支援

第 1 事業の目的

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施者がこれら国内資源を活用した肥料の利用を拡大する取組を支援する。

第 2 事業要件

- 1 本事業の実施に当たっての事業要件は、別記参考様式に示した記載例を参考に肥料原料供給者、肥料製造業者及び肥料利用者の連携を位置付けた計画を有していること。

第 3 事業内容及び補助対象経費

本事業の事業内容は、以下の取組とし、補助対象経費は、別表 3 に掲げるもののうち事業に必要な経費とする。

- 1 国内資源由来肥料の原料の成分分析、原料収集等の実証
- 2 国内資源由来肥料の試作
- 3 国内資源由来肥料の栽培実証及び分析
- 4 国内資源由来肥料原料・肥料の収集・運搬・加工（焼却を含む。）・散布等に必要な機械及び堆肥や土壌の分析に必要な分析機器等の導入
- 5 事業の効率的な取組に必要な調査
- 6 取組拡大のための情報発信

第 4 補助率

本事業の補助率は、第 3 の 4 の取組に対する補助率は 2 分の 1 以内とし、それ以外の取組に対する補助率は定額とする。

第 5 成果目標

成果目標については、国内資源由来肥料の施用面積を増加させることとし、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

第 6 事業の実施に係る留意点

- 1 本事業において対象とする国内資源由来肥料は、原則として、肥料法第 4 条に基づき登録がなされたもの（ただし、同条第 4 項に定める場合を除く。）のほか、肥料法第 16 条の 2 に基づき届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く）、若しくは肥料法第 22 条に基づき特殊肥料として届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く。）又はこれらの登録若しくは届出がなされることが見込まれるものとする。

- 2 国内資源由来肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意するものとする。
- 3 第3の3の取組に係る資材購入費及び資材運搬費並びに第3の4の取組に係る機械器具費については、事業実施計画に位置付けられた中心的な取組主体が行う場合も補助対象とする。
- 4 本事業における補助対象経費のうち、別表3の費目欄の資材購入費及び資材運搬費については、別紙1第11の規定に関わらず、予算成立日以降に購入した資材について支援の対象とする。
- 5 事業実施主体が自社製品の調達を行う場合、事業実施主体の利益等相当分を補助することは、補助の目的上ふさわしくないため、原価（自社製品の製造原価等）をもって補助対象経費を計上するものとする。なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。
- 6 第5の成果目標について、試作や栽培実証等の結果、作物の生育に支障をきたす等、本事業において対象とする国内資源由来肥料を導入することが困難であることが判明した場合は、別紙1第15の1の（1）の評価報告書に代え、当該肥料の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、提出すること。
- 7 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に向けて取り組むこととする。

別紙 1－3（別紙 1 第 4 の 3 関係）

国内肥料資源活用推進事業

第 1 事業の目的

別紙 1－1 及び 1－2 の事業効果を十分に発揮させるため、事業実施主体への助言や各種手続の事務、取組の実施確認等を行うことにより、当該事業の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

第 2 事業内容及び補助対象経費

本事業の事業内容は、以下の取組とし、補助対象経費は、別表 3 に掲げるもののうち事業に必要な経費とする。

1 推進及び指導

都道府県協議会は、対策事業の概要及び対策事業の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、当該事業の適切な実施に向け、事業実施主体に対し、指導や助言等を行う。

2 交付事務

都道府県協議会は、事業実施主体から提出された申請書等の確認や事業実施主体に対する補助金の交付等に係る事務を行う。

3 実施確認

都道府県協議会は、補助金の対象となる取組について、事業実施主体から提出された書類により実施確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う。

4 国内資源肥料の活用促進のための調査等

都道府県協議会は、別紙 1－1 又は 1－2 の取組を踏まえた国内資源由来肥料の利用拡大に向けた施肥基準等の見直しに向けた調査等を行う。

5 その他必要な事項

1 から 4 までの取組のほかに、対策事業の推進に必要な取組を行う。

第 3 補助率

本事業の補助率は、定額とする。

別紙 1－4（別紙 1 第 4 の 4 関係）

国内肥料資源流通促進支援

第 1 事業の目的

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体が国内資源由来肥料の流通促進に向け肥料原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者のマッチング等の全国的な取組推進に必要な活動を支援する。

第 2 事業内容及び補助対象経費

本事業の事業内容は、以下の取組とし、補助対象経費は、別表 3 に掲げるもののうち事業に必要な経費とする。

- 1 国内資源由来肥料の流通促進に必要な検討会等の開催
- 2 国内資源由来肥料の流通促進に必要な調査の実施
- 3 国内資源由来肥料の流通促進に必要な情報発信
- 4 その他必要な事項

第 3 補助率

本事業の補助率は、定額とする。

第 4 成果目標

全国段階において継続的に活動できる推進体制を構築し、マッチング等の取組を実施することとする。目標年度は事業実施年度とする。

別表 1（別紙 1 第 1 関係）

区分	対象事業	要件
1 農業者の組織する団体等	1 国内肥料資源活用施設総合整備支援 2 国内肥料資源活用総合推進支援	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 （１）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程が定められている農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、地方公共団体等のいずれかであること。 （２）国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者（農業の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が 5 人以上参加すること。
2 肥料製造事業者		肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 4 条に基づき登録を受けている者又は第 22 条に基づき届出を行っている者。
3 肥料原料供給事業者		次に掲げるいずれかに該当し、それぞれの要件を満たす者とする。 （１）畜産業を営む者又は地域の家畜排せつ物処理を引き受けて堆肥の生産を行う者。 （２）牛肉骨粉製造事業者 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 3 条第 1 項に基づく都道府県知事の許可を受けている者。 （３）その他の事業者 食品残渣等の肥料原料として使用できる資源を供給する者。
4 コンソーシアム		区分の欄の 1 から 3 までの掲げる者のうち、いずれかの者を含む構成員からなり、次に掲げる要件を全て満たすコンソーシアム。 （１）代表者が定められていること。 （２）組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められていること。 （３）事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
5 都道府県協議会	3 国内肥料資源活用推進事業	別紙 1 第 2 に定める要件を満たす者
6 民間団体等	4 国内肥料資源流通促進支援	定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程が定められており、全国的な観点から本事業の目的を達成するため体制を有している次のいずれかとする。 （１）民間企業 （２）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） （３）事業協同組合及び事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） （４）農業協同組合連合会 （５）学校法人 （６）特定非営利活動法人 （７）独立行政法人 （８）特殊法人 （９）許可法人 （10）協議会

別表 2（別紙 1－1 第 6 関係）

項目	補助対象基準
1 国内資源由来肥料の製造のための国内資源供給施設等の整備	1 整備する施設等は、次のとおりとする。 ① 乾燥・焼却・発酵等の処理や臭気・衛生対策等の国内資源の肥料原料としての供給に必要となる施設・設備 ② 国内資源の肥料原料の保管・管理に必要となる施設・設備 2 1 の施設等と一体的に整備する機械（切返作業機、肥料運搬車（ただし、専ら国内資源の供給に利用されるものに限る。）） 3 1 の施設等の整備又は補改修に伴い、既存施設若しくは設備の撤去又は原状回復を行うことができるものとする。ただし、この場合、成果目標の達成のために必要な最小限の範囲に限る。
2 国内資源由来肥料の製造施設等の整備	1 整備する施設等は、次のとおりとする。 ① 乾燥・ペレット化等の加工や臭気・衛生対策等の国内資源の肥料原料を用いた肥料製造に必要となる施設・設備 ② 国内資源の肥料原料や製造した肥料の保管・管理に必要となる施設・設備 2 1 の施設等と一体的に整備する機械（切返作業機、肥料運搬車（ただし、専ら国内資源の供給に利用されるものに限る。）） 3 1 の施設等の整備又は補改修に伴い、既存施設若しくは設備の撤去又は原状回復を行うことができるものとする。ただし、この場合、成果目標の達成のために必要な最小限の範囲に限る。
3 国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備	1 整備する施設等は、国内資源の肥料の保管・管理に必要となる施設・設備とする。 2 1 の施設等と一体的に整備する機械（切返作業機、肥料運搬車（ただし、専ら国内資源の供給に利用されるものに限る。）） 3 1 の施設等の整備又は補改修に伴い、既存施設若しくは設備の撤去又は原状回復を行うことができるものとする。ただし、この場合、成果目標の達成のために必要な最小限の範囲に限る。

別表3（別紙1－2第3、別紙1－3第2、別紙1－4第2関係）

費目	対象事業	内容	注意点
機械器具費	2 国内肥料資源活用総合推進支援 3 国内肥料資源活用推進事業	・本事業を実施するために直接必要な分析機器、農業用機械等の導入、リース導入又は改良に係る経費 ・本事業を実施するために直接必要な肥料原料又は肥料の運搬に必要な機械の導入、リース導入又は改良に係る経費（ただし、専ら国内資源の供給に利用されるものに限る。）	・取得価格が50万円以上のものに限る。 ・耐用年数が経過するまでは、善良な管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・農業機械等の購入先やリース事業者の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格等を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又はAGMIRUの活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこととする。 ・助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償）を必須とする。 ・農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクターを導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下「API」という。）を自社のWebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。
資材購入費		・本事業を実施するために直接必要な資材の購入に係る経費	
資材運搬費		・本事業を実施するために直接必要な資材の運搬に係る経費	
備品費	2 国内肥料資源活用総合推進支援	・本事業を実施するために直接必要な備品の導入に係る経費。但し、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得価格が50万円未満のものに限る。 ・耐用年数が経過するまでは、善良な管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
会場借料	3 国内肥料資源活用推進事業	・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	

費目	対象事業	内容	注意点
通信・運搬費	4 国内肥料資源流通促進支援	・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
借上費		・本事業を実施するために直接必要な分析機器、農業用機械等の借上経費 ・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務器具及び事務所等の借上経費 ・現地確認のための自動車の借上経費	・レンタルが困難な場合には、リースも対象とする。但し、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。 ・農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクターをレンタルする場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下「API」という。）を自社の Web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。
印刷製本費		・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に係る経費	
消耗品費		・本事業を実施するために直接必要な短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品（土壌診断に必要な試薬等） ・実証試験に用いる低廉な器具 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体等	
情報発信費		・本事業を実施するために直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
燃料費		・本事業を実施するために直接必要な農業用機械等の燃料代	
旅費		・本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認、成果発表等を事業実施主体等が行うための旅費	

費目	対象事業	内容	注意点
		・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
謝金		・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・都道府県協議会及び事業実施主体に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・本事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注にかかる経費	
雑役務費		・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 ・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
賃金等		・本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに費用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

(注) 1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地

〇〇協議会
会長

〇〇協議会承認申請書

国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）別表に定める事業を実施したいので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1第3の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

（注）添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 〇〇協議会会員名簿の写し
- ・ 〇〇協議会規約の写し
- ・ 〇〇事務処理規程の写し
- ・ 〇〇会計処理規程の写し
- ・ 〇〇文書取扱規程の写し
- ・ 〇〇内部監査実施規程の写し
- ・ 〇〇協議会国内肥料資源活用総合支援事業業務方法書

別記様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地

〇〇協議会
会長

〇〇協議会規約変更承認申請書

〇〇協議会規約を下記により変更したいので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1第3の（5）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更箇所（〇〇協議会規約新旧対照表）

（注）添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 変更後の〇〇協議会規約の写し
- ・ 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
〇〇協議会
会長

〇〇協議会規程変更届出書

〇〇協議会〇〇規程を下記により変更したので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1第3の（6）の規定に基づき、関係書類を添えて届出する。

記

1 変更理由

2 変更箇所（〇〇協議会〇〇規程新旧対照表）

（注）添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 変更後の〇〇協議会〇〇規程の写し
- ・ 規程の変更を議決した総会の議事録の写し

別記様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地

〇〇協議会

会長

〇〇協議会国内肥料資源活用総合支援事業業務方法書変更承認申請書

〇〇協議会国内肥料資源利用拡大対策事業業務方法書を下記により変更したいので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1第3の（7）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

1 変更理由

2 変更箇所（〇〇協議会国内肥料資源活用総合支援事業業務方法書新旧対照表）

（注）添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 変更後の〇〇協議会国内肥料活用総合支援対策事業業務方法書

国内肥料資源活用総合支援事業実施計画書

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者の役職・氏名		
事業実施主体事務局が所在する住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

第2 事業の実施方針

1. 国内肥料資源活用施設総合整備支援
2. 国内肥料資源活用総合推進支援
(国内資源由来肥料の登録・届出状況(見込み))

- (注) 1 実施体制や波及効果についても記載すること。また、輸入原料又は化石燃料を原料とした化学肥料の代替として利用することを想定している場合（窒素、リン酸又は加里を保証又は表示するものに限る。）には、その旨記載すること。
- 2 「（国内資源由来肥料の登録・届出状況（見込み）」）については、本事業で生産又は活用する国内資源由来肥料の名称、種類、肥料成分及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）に基づく登録・届出状況を記載すること。

第 3 事業の成果目標の内容及び目標年度

成果目標	目標年度	現状値 (A)		目標値 (B)		増加量 (B-A)	
国内資源由来肥料又は原料の販売又は提供数量の増加			トン		トン		トン
国内資源由来肥料の流通取扱量の増加			トン		トン		トン
国内資源由来肥料の施用面積の増加			ha		ha		ha

- (注) 1 実施要領別紙 1－1 及び別紙 1－2 に基づき、取組内容に応じて目標を記載すること。
- 2 「国内資源由来肥料又は原料の販売又は提供数量の増加」については、国内資源由来肥料の製造に係る施設の整備をした場合は当該肥料について、国内資源由来肥料の原料の製造に係る施設の整備をした場合は当該原料について目標を設定すること。

第 4 事業の内容

1 国内肥料資源活用施設総合整備支援

(1) 事業実施予定場所等

施設・設備名	導入予定場所				面積		用地の取得状況	備考
		市 町 村		番地		m ²		

(2) 施設等利用計画

施設・設備名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	収支計画			
		収入	費用	収支差	収支率

		千円	千円	千円	千円
--	--	----	----	----	----

(3) 施設の貸付けに関する計画（事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設・設備名	貸付対象	貸付期間	貸借料設定の考え方	管理の役割分担
	(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付け		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(4) 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

2 国内肥料資源活用総合推進支援

取組メニュー	取組内容	取組時期	備 考

(注) 1 「取組メニュー」欄は、実施要領別紙1－2の第3に掲げる補助対象経費から選択して記載すること。

2 「取組内容」欄は、取組メニューに応じた取組内容を記載すること。コンソーシアムや作業委託により事業実施主体以外の者が取り組む場合にあっては、取組を実施する者を記載すること。

3 適宜、行を追加すること。

(機械・機器の導入等)

中心的な取組主体名	対象機械等	種別	台数	事業費/うち国庫補助金
-----------	-------	----	----	-------------

--	--	--	--	--

(資材の購入・運搬)

中心的な取組主体名	資材種別

第5 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

区分・費目	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		経費の根拠	備考
		国庫補助金 (A)	自己資金等 (B)		
1 国内肥料資源活用施設総合整備支援	円	円	円		
小 計	円	円	円		
2 国内肥料資源活用総合推進支援	円	円	円		
小 計	円	円	円		
合 計	円	円	円		

(注) 1 「区分・費目」欄は、別表2の項目及び別表3の費目ごとに記載すること。ただし、国内肥料資源活用施設総合整備支援について、工

事費、実施設計費、工事雑費、製造請負工事費について区分できない場合は、まとめて記載することも可とする。

- 2 「経費の根拠」欄は、「国内肥料資源活用総合推進支援」のみ記載すること。また、「区分・費目」欄に掲げる経費の根拠（経費内容、委託先、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。
- 3 「備考」欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 委託費の内訳

委託業者名	委託業務の内容	国庫補助金の合計額 (A)	国庫補助金の委託費 (B)	委託率 (B/A×100)	備 考
		円	円	%	
		円	円		

- (注) 1 委託業者ごとに記載すること。
2 適宜、行を追加すること。

第6 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 「国内肥料資源利用拡大対策事業実績報告書」として提出する場合は、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更すること。

第7 オープン API への対応

トラクターの導入、リース導入又はレンタルを希望する場合は、以下の「参考」を確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックすること。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社 Web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
☐ 整備している（又は整備する見込みである） ☐ 整備していない

※整備していないにチェックした場合は、当該メーカーを選択せざるを得ない理由を添付すること。

(参考) API を自社 Web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農に繋げることができます。やむを得ない場合を除き、整備しているメーカーの農機の導入を検討ください。

第9 添付資料

- 1 国内肥料資源活用施設総合整備支援
 - (1) 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料
 - (2) 施設等の規模決定根拠
 - (3) 施設等の能力稼働時間等の詳細
 - (4) 位置、配置図、平面図
 - (5) 施設等の管理運営規程
 - (6) 収支計画
- 2 国内肥料資源活用総合推進支援
 - (1) 事業に係る経費算定の根拠資料（見積書の写し等）
- 3 共通
 - (1) 別紙１－１の第２又は別紙１－２の第２の計画（別記参考様式）
 - (2) 成果目標の設定の根拠となる資料
 - (3) コンソーシアムの定款（事業実施主体がコンソーシアムの場合のみ）
 - (4) 国内資源由来肥料の名称、種類、肥料成分の根拠となる資料（肥料法に基づく登録又は届出が済んでいる場合のみ）
 - (5) その他地方農政局長等が必要と認める資料

国内肥料資源活用総合支援対策事業実施計画書
(都道府県協議会用)

第 1 都道府県協議会の概要

協議会名			
代表者の役職・氏名			
協議会事務局が所在する住所	〒		
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名		
	電話番号		
	E-mail		

第 2 事業の実施方針

--

第3 取りまとめ事業

事業実施主体	取組内容

(注) 適宜、行を追加すること。

第4 取りまとめ事業に係る補助金

1 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		経費の根拠	備考
		国庫補助金 (A)	自己資金等 (B)		
1 国内肥料資源活用施設総合 整備支援	円	円	円		
小 計	円	円	円		
2 国内肥料資源活用総合推進 支援	円	円	円		
小 計	円	円	円		
合 計	円	円	円		

(注) 1 「経費の根拠」欄は、取りまとめを行う事業の事業実施主体を列挙すること。

2 「備考」欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第5 推進事務費

1 経費の区分及び負担区分

区 分	事務費 (A+B)	負 担 区 分		経費の根拠	備考
		国庫補助金 (A)	自己資金等 (B)		
3 国内肥料資源活用推進事業	円	円	円		
合 計					

(注) 1 「区分」欄は、別表3の費目ごとに記載すること。

2 「経費の根拠」欄は、「区分」欄に掲げる経費の根拠（経費内容、委託先、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。

3 「備考」欄は、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 委託費の内訳

委託業者名	委託業務の内容	国庫補助金の合計額 (A)	国庫補助金の委託費 (B)	委託率 (B/A×100)	備 考
		円	円	%	

(注) 1 委託業者ごとに記載すること。

2 適宜、行を追加すること。

第6 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 「国内肥料資源利用拡大対策事業実績報告書」として提出する場合は、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更すること。

第7 添付資料

- 1 協議会規約
- 2 事務処理規程
- 3 会計処理規程
- 4 文書取扱規程
- 5 内部監査実施規程
- 6 業務方法書
- 7 取りまとめを行う事業実施計画

国内肥料資源活用総合支援事業実施計画書
(国内肥料資源流通促進支援)

第 1 事業実施主体の概要

事業実施主体名			
代表者の役職・氏名			
事業実施主体事務局が所在する住所		〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名		
	電話番号		
	E-mail		

第 2 事業の成果目標の内容及び目標年度

成果目標	目標年度	取組内容	備 考

(注) 実施要領別紙 1－4 に基づき記載すること

第3 事業の内容

取組メニュー	取組内容	取組時期	備 考

- (注) 1 「取組メニュー」欄は、実施要領別紙1～4の第2に掲げる補助対象経費から選択して記載すること。
2 「取組内容」欄は、取組メニューに応じた取組内容を記載すること。コンソーシアムや作業委託により事業実施主体以外の者が取組を実施する場合にあつては、取組を実施する者を記載すること。
3 適宜、行を追加すること。

第4 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

区分・費目	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		経費の根拠	備考
		国庫補助金 (A)	自己資金等 (B)		
4 国内肥料資源流通促進支援	円	円	円		
合 計	円	円	円		

- (注) 1 「区分・費目」欄は、別表3の費目ごとに記載すること。
2 「経費の根拠」欄は、「区分・費目」欄に掲げる経費の根拠（経費内容、委託先、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。
3 「備考」欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 委託費の内訳

委託業者名	委託業務の内容	国庫補助金の合計額 (A)	国庫補助金の委託費 (B)	委託率 (B/A×100)	備 考
		円	円	%	
		円	円		

- (注) 1 委託業者ごとに記載すること。
2 適宜、行を追加すること。

第7 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 「国内肥料資源利用拡大対策事業実績報告書」として提出する場合は、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更すること。

第8 添付資料

- (1) 事業に係る経費算定の根拠資料（見積書の写し等）

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

〇〇都道府県協議会長 殿

〇〇農政局長

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇年度国内肥料資源活用総合支援事業採択通知書兼補助金交付候補者通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった国内肥料資源活用総合支援事業実施計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 第 9 の規定に基づき通知する。

また、貴協議会を通じて申請のあった国内肥料資源活用総合支援事業実施計画書について、別添のとおり補助金交付候補者を選定したので通知する。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

〇〇農政局長※1

〔北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇年度国内肥料資源活用総合支援事業採択通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった国内肥料資源活用総合支援事業実施計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1第9の規定に基づき通知する。

注）1 都道府県協議会から事業実施主体に対し通知を行う場合にあつては、都道府県協議会長とする。

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業交付決定前着手届

事業実施計画書に基づく下表の事業について、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 の第 11 の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、不可抗力を含むあらゆる事由によって損失を生じた場合、当該損失は、自らが負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理 由
	円			

別記様式第 9 号

番 号
年 月 日

〇〇都道府県協議会長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源活用総合支援事業概算払請求書

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 第 12 に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく、請求する。
また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおりに報告する。（※ 1）

記

区 分	総事業費	国庫 補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告 (※ 1) 〇月〇日 現在の 出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		取組 完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の予定 出来高	金額	〇月〇日 までの予定 出来高		
国内肥料資源 活用施設総合 整備支援 国内肥料資源 活用総合推進 支援	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 下線部 (※ 1) は、交付等要綱第 18 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の「遂行状況報告」欄は空欄とすること。
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

〇〇協議会長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源活用総合支援事業実績報告書

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 1 第 13 の 1 の規定に基づき、その実績を報告する。

- （注） 1 事業の実績が、計画申請又は交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、計画申請（交付申請）の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 2 変更があったときは、事業実施計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること（標題を「国内肥料資源活用総合支援事業実施計画書」から「国内肥料資源活用総合支援事業実績報告書」に変更すること）。
- 3 添付書類については、以下を添付すること。
- （1）取組を実施したことが確認できる書類（検討会の議事録、土壌診断結果、施肥設計書、作業日誌、写真、実証結果を取りまとめた周知用チラシ等の写し等）
 - （2）補助金の交付額算定の根拠となる書類（振込明細書、契約書、請求書、納品書、領収書等の写し等）
 - （3）計画申請時、交付申請時又は変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（最後の申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長※1 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業の評価報告について

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙1第15に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告します。

（注）1 都道府県協議会から事業実施主体に対し通知を行う場合にあつては、都道府県協議会長とする。

（注） 関係書類として、評価報告書を添付する。

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業 評価報告書

【担当者】

〔事業実施主体〕

所属・役職

担当者氏名

電話番号（携帯電話番号）

FAX 番号

E-mail

（注） 担当者は、事業実施主体の構成員であり、本事業の実施等の窓口となる者を記載すること。

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標	目標年度	現状値		目標値 (A)		実績値 (B)		達成率 (B/A×100)	
国内資源由来肥料の販売 又は提供数量の増加			トン		トン		トン		%
国内資源由来肥料の流通 取扱量の増加			トン		トン		トン		%
国内資源由来肥料の施用 面積の増加			ha		ha		ha		%

注 事業実施計画において設定した成果目標について記載すること。

(3) 施肥マニュアル等の作成状況

--

注 実施要領別紙1－1の第6の2及び別紙1－2の第6の7に基づく取組状況を記載すること。

(4) 評価所見

--

注 成果目標が達成されていない場合は、その理由について詳細に記載すること。

2 添付書類

施肥マニュアル等

その他地方農政局長等が必要と認める書類

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業の評価報告について

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別記 1 第 15 に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告します。

（注） 関係書類として、評価報告書を添付する。

〇〇年度 国内肥料資源活用総合支援事業 評価報告書

【担当者】

〔事業実施主体〕

所属・役職

担当者氏名

電話番号（携帯電話番号）

FAX 番号

E-mail

（注） 担当者は、事業実施主体の構成員であり、本事業の実施等の窓口となる者を記載すること。

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
成果内容	
達成状況	
事業実施主体の所見	
事業の波及効果（見込み）	

注： 「達成状況」の欄については、成果目標が達成されたと思われる場合は「○」を、達成されていないと判断される場合は「×」を記入すること。

「事業実施主体の所見」の欄には、達成状況に対する理由とともに評価を記入すること。

「事業の波及効果（見込み）」の欄については、事業の取組内容及び成果内容によって国内資源由来肥料の生産、流通、消費が拡大された又は拡大が見込まれるものについて、具体的に記入すること。

2 添付書類

農林水産省農産局長が必要と認める書類

国内肥料資源利用拡大に向けた連携計画

第1 取組の全体像と目指す姿

1 課題

注) 本事業を活用しようとする地区において、どのような課題があるのか記載すること。

記載例) ○○農協では、化学肥料の高騰により、耕種農家の経営を圧迫しているが、化学肥料に代わる国内資源由来の肥料を安定的に調達することが容易ではなく、肥料の転換が進まない。他方、△△農協では、畜産業から排出される家畜ふん尿を個々の畜産農家が堆肥製造等により処理してきたが、近隣に堆肥を利用する耕種農家が少なく、家畜ふん尿の滞留が畜産経営の維持・拡大の障壁となっている。

2 取組の方向性

注) 第1の1に記載した課題の解決に向けて、どのようなことに取り組むか方向性を記載すること。

記載例) △△農協が共同利用する堆肥製造施設を整備するとともに、同施設で製造された高品質な堆肥を□□株式会社に提供し、新たな混合肥料を製造する。併せて、○○農協において、新たな混合肥料を使った栽培実証を行い、耕種農家に効果を確認してもらい、新たな混合肥料の利用拡大を図る。

3 目指す姿

注) 第1の2に記載した取組を通じて、将来、どのような姿を目指すのか記載すること。

記載例) △△農協の堆肥を使った堆肥入り6-6-6混合肥料を製造し、○○農協における化学肥料の代替として普及する。

第2 取組に向けた連携体制

1 肥料原料供給事業者

(1) 事業者名

注) 第1の2に記載した取組における肥料原料供給者を記載すること。なお、具体的な肥料原料供給者が記載できない場合は、想定される肥料原料供給者を記載すること。

記載例) △△農協(△△県)、△△管内の畜産農家を想定、等

(2) 取組内容

注) 第2の1(1)に記載した事業者が取り組む内容を記載すること。

記載例) 堆肥入り6-6-6混合肥料の原料となる高品質な堆肥を製造するため、共同利用する堆肥製造施設を整備する。

(3) 活用する事業

注) 第2の1(2)の取組に当たって、活用している又は活用することを想定している事業があれば記載すること。

記載例) 畜産クラスター事業のうち畜産環境対策総合支援

2 肥料製造事業者

(1) 事業者名

注) 第1の2に記載した取組における肥料製造事業者を記載すること。なお、具体的な肥料製造事業者が記載できない場合は、想定される肥料製造事業者を記載すること。

記載例) □□肥料株式会社(□□県)

(2) 取組内容

注) 第2の2 (1) に記載した事業者が取り組む内容を記載すること。

記載例) 農家が使いやすい堆肥入り6-6-6混合肥料の製造に向け、ペレット化や粒状化に必要な施設を整備する。
堆肥入り6-6-6混合肥料の開発を行う。

(3) 活用する事業

注) 第2の2 (2) の取組に当たって、活用している又は活用することを想定している事業があれば記載すること。

記載例) 国内肥料資源利用拡大対策のうち国内肥料資源活用施設総合整備支援、国内肥料資源活用総合推進支援

3 肥料利用者（農業者の組織する団体等）

(1) 事業者名

注) 第1の2に記載した取組における肥料利用者を記載すること。なお、具体的な肥料利用者が記載できない場合は、想定される肥料利用者を記載すること。

記載例) ○○農協 (○○県)
○○県の農業者を想定

(2) 取組内容

注) 第2の3 (1) に記載した事業者が取り組む内容を記載すること。

記載例) 化学肥料に代わる新たな堆肥入り6-6-6混合肥料の効果検証を行うとともに、散布に必要な機械を導入する。

(3) 活用する事業

注) 第2の3 (2) の取組に当たって、活用している又は活用することを想定している事業があれば記載すること。

記載例) 国内肥料資源利用拡大対策のうち国内肥料資源活用総合推進支援

別紙２（第１の２関係）

畜産環境対策総合支援事業

第１ 事業の内容

本事業は、令和３年５月に策定された「みどりの食料システム戦略」において、温室効果ガスの排出削減、化学肥料の低減、有機農業の面積拡大などの推進が掲げられている中、持続的な畜産物生産に向け、「堆肥の高品質化、ペレット化、堆肥を用いた新たな肥料の生産、広域流通による循環利用システムの構築」の推進や、畜産環境問題が畜産農家の生産意欲を抑制している現状に鑑み、温室効果ガスの排出削減に資する好気性強制発酵による堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通の促進により、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組を支援することで、畜産環境問題の解決を図ることを目的とする。事業内容は、次のとおりとし、補助対象経費及び補助対象基準並びに補助率については、別表１及び別表２のとおりとする。

１ 畜産堆肥流通体制支援事業

第２の１の事業実施主体が行う畜産農家等における好気性強制発酵による堆肥の高品質化など環境負荷低減の取組に対する理解醸成を図るための検討会の開催、情報発信、畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むにあたっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等の取組に必要な経費の一部について補助する。

２ 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

- （１）第２の２の事業実施主体又は第３の取組主体が行う耕種農家における堆肥、液肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、第３の取組主体が行う堆肥造粒機等の導入等に必要な費用の一部について補助する。
- （２）第２の２の事業実施主体又は第３の取組主体が行う堆肥のクロピラリド検査体制の構築に必要な研修、クロピラリド検査機器の導入等に必要な費用の一部について補助する。
- （３）第２の２の事業実施主体又は第３の取組主体が行う堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化に必要な費用の一部について補助する。
- （４）第２の２の事業実施主体又は第３の取組主体が行う異なる畜種間の連携等による飼料生産の際の化学肥料の使用量を低減する取組に必要な費用の一部について補助する。

３ 畜産・土づくり施設等導入支援事業

第３の取組主体が行う好気性強制発酵による堆肥・液肥の高品質化、堆肥のペレット化等に係る施設等の整備又は補改修等に必要な費用の一部について補助する。

４ 畜産環境対策推進体制支援事業

第２の２の事業実施主体が行う地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催や、畜産経営に由来する臭気の測定又は排水の水質検査に必要な経費の一部について補助する。

５ 畜産環境関連施設等導入支援事業

第３の取組主体が行う高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修に必要な費

用の一部について補助する。

第2 事業実施主体

- 1 第1の1の事業実施主体は、畜産局長が別に定める公募要領により選定する公募選定団体とする。
- 2 第1の2から5までの事業実施主体は、地域の関係者が連携し一体となって本事業目的を達成するため、畜産を営む者の他、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会であって、以下の全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 畜産を営む者が直接の主たる構成員であること。
 - (2) 当該協議会の規約が次の全ての事項を満たしていること。
 - ア 目的は、本事業の趣旨に沿った内容であること。
 - イ 代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
 - ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - オ 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 3 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者等を明確にした規約を定めているものに限る。

第3 取組主体

- 1 本事業の取組主体は、協議会の構成員である次の（1）から（11）までのいずれかの者とする。
 - (1) 畜産を営む者
 - (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
 - (4) 株式会社又は持分会社。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（（3）又は（8））に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
 - (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
 - (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会
 - (7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人

- (8) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - (9) その他農業者の組織する団体（農業協同組合を除く。また、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
 - (10) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - (11) 地方公共団体
- 2 本事業の取組主体は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (1) 自ら率先して事業実施計画に定められた取組を实践すること。
 - (2) 地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。
 - (3) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

第4 施設等の貸付け

本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 施設等の貸付けは、第3の1の(2)から(4)まで又は(6)から(11)までのいずれかに該当する取組主体が、第3の1の(1)から(5)までのいずれか又は(10)に該当する者（以下「借受者」という。）に貸し付ける場合に限ること。
- (2) 施設等の貸付けに係る要件
 - ア (1)により貸付けを行う者（以下「貸付主体」という。）が借受者に本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等は、貸付主体が自ら整備又は補改修した施設等、若しくは離農者等から買入れ補改修した施設等であって、借受者に貸し付け、若しくは一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に借受者に売り渡すことを予定しているものであること。
 - イ 貸付主体が本事業により整備又は補改修した施設等を借受者に貸し付けるときには、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること。
 - ウ 貸付主体が借受者に施設等を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

第5 事業の成果目標及び目標年度

本事業の成果目標及び目標年度は次のとおりとする。

1 成果目標

- (1) 第1の1、2及び4の事業実施主体は、第7の事業実施計画と整合の取れた定量的な成果目標を設定するものとする。ただし、第1の2の(1)のうち堆肥造粒機等の導入を行う場合にあっては、第1の3の事業と同じ成果目標を設定するものとする。
- (2) 第1の3及び5の事業実施主体は、事業実施計画において、次の表の取組の区分に応じ、同表の成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定するものとする。

取組の区分	成果目標
堆肥又は液肥の生産・流通に係る取組	取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする 1 堆肥又は液肥の生産量に占める販売量の割合の 10 ポイント以上の増加 2 堆肥又は液肥の生産量に占める肥料業者への販売量の割合の 10 ポイント以上の増加 いずれか 1 つの目標を選択
焼却灰の生産・流通に係る取組	取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物等を原料とする焼却灰の全量を、肥料原料として肥料業者に販売
悪臭低減に係る取組	事業場との敷地境界線上の臭気指数の 11%以上の低減（悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制地域外にあっては、臭気指数規制を導入している最寄りの指定地域における基準値に準ずる）
污水处理に係る取組	事業場排水 1 ㍔当たりの硝酸性窒素等の 20%以上の低減、かつ水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める一般排水基準以下へ低減

2 目標年度

目標年度は、第 1 の 1、2 及び 4 の事業については事業完了年度とし、第 1 の 3 及び 5 の事業については、事業完了年度の翌々年度とする。ただし、第 1 の 2 の（1）のうち堆肥造粒機等の導入を行う場合及び（2）のうちクロピラリド検査機器の導入を行う場合にあつては、事業完了年度の翌々年度を目標年度とする。

第 6 事業の実施基準

- 次の取組及び費用等は、補助対象としない（別表 1 に定める場合を除く。）。
 - 取組主体が、自己資金又は他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組
 - 既存施設、機械の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新
 - 本事業以外に使用可能な汎用性のある運搬車両等の導入
 - 本体価格が 50 万円未満の機械等の導入又はリース導入に対する助成
 - 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設等の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費。
 - 取組主体が畜産を営む者であつて、生産した堆肥等を利用することに対し、国の他の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合
- 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付

け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が 5 年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 4 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とする。
- 5 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- 6 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 7 本事業により整備する施設等と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 8 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 9 事業実施主体が自社製品の調達を行う場合、事業実施主体の利益等相当分を補助することは、補助の目的上ふさわしくないため、原価（自社製品の製造原価等）をもって補助対象経費を計上するものとする。なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。
- 10 施設等の整備に当たっては、原則として別表 1 の補助率に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。

なお、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

第 7 事業の実施等

国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3508 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 6 の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める事業の具体的な手続等は、次のとおりとする。

1 第 1 の 1 の事業

- （1）事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。選定された事

業実施主体は、要綱第9第1項に定める交付申請書を作成し、事業実施計画（別記様式第1号）を添付し、農林水産大臣に提出するものとする。なお、交付申請書を提出した月の初日から行われる取組について補助の対象とする。この場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- （2）事業実施計画の変更（要綱別表に掲げる重要な変更に限る。）は、要綱第15第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 第1の2から5までの事業

- （1）事業実施主体は、事業実施計画書（第1の2及び3の事業については別記様式第2号、第1の4及び5の事業については別記様式第3号）を作成するものとする。併せて取組主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めるチェックシートを作成し、事前に事業実施主体に提出するものとする。

- （2）事業実施主体は、都道府県知事が別に定める交付申請書に事業実施計画書を添付し、原則として市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合や、やむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合にあっては、市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。

- （3）（2）の提出を受けた市町村長は、これを都道府県知事に送付するに当たり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする。

- （4）都道府県知事は、（3）により提出された交付申請書について、事業の内容を踏まえ、都道府県事業実施計画総括表（別記様式第4号）を作成し、要綱第9第1項に定める交付申請書に添付し、要綱別表で定める交付決定者に提出するものとする。

- （5）都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が要綱並びに本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体等に指示を行い、当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させるものとする。

- （6）事業実施計画の変更（交付等要綱別表に掲げる重要な変更に限る。）については、要綱第15第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

3 費用対効果分析

事業の費用対効果分析は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

4 事業の着工等

- （1）第1の2から5までの事業実施主体は、交付決定後に着工又は着手（以下「着工等」という。）を行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、あらかじめ、その理由

- を明記した交付決定前着手届を作成し、市町村長を経由して都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着工等を行うものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) 市町村長及び都道府県知事は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- (4) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

第8 事業の実施状況の報告等

- 1 第1の2（堆肥造粒機等及びクロピラリド検査機器の導入を実施した事業主体に限る。）、3及び5の事業実施主体は、別記様式第6号により、事業完了年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第7号に事業実施主体の事業実施状況の写しを添付の上、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施状況報告の内容について確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等は、必要に応じて、事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第9 事業の評価及び推進指導

- 1 第1の1の事業実施主体は、別記様式第5号により、目標年度における成果目標の達成状況について自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、畜産局長に報告するものとする。
- 2 第1の2から5までの事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第6号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事へ報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第7号により、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 3 地方農政局長等による評価は、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 4 地方農政局長等は、2により提出を受けた内容について、関係部局で構成される検討会を開催し、その評価を行うものとする。なお、検討会の開催に当たり、必要に応じ都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。
- 5 地方農政局長等は、畜産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 6 推進指導（第11の指導を含む。）は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合に実施するものとし、都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに

に、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

- 7 地方農政局長等は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを畜産局長に報告するものとする。

第10 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、要綱第21により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業完了年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第11 調査及び報告

畜産局長及び地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第12 管理運営

1 管理運営

- (1) 取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。
- (2) 取組主体は、処分制限期間中は、本事業により整備した施設を発電に要する設備として活用し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」という。）による売電を行わないこと。再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について国に返納すること。ただし、補助の目的を達成し、処分制限期間が終了した施設等については、この限りではない。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第4の施設等の貸付けを行う場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第13 補助金の経理の適正化

都道府県における本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事業費に対する補助金の経理の適

正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

第14 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第15 他の施策との関連

事業実施主体は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

第16 事務手続等

本事業の事務手続や補助対象経費の取扱いについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知)を準用するものとする。

別表 1

補助対象経費	補助対象基準	補助率
1 畜産堆肥流通体制支援事業 (1) 環境負荷軽減の取組に対する畜産農家等の理解醸成等の促進を図るための検討会の開催に必要な経費 (2) 環境負荷軽減に取り組む優良事例の収集・調査に必要な経費 (3) 畜産農家等の理解醸成等を図るための情報発信に必要な経費 (4) 高品質堆肥の生産等の技術的課題に対する専門家による現地指導等に必要な経費 (5) 高品質堆肥の流通等の現状や課題に対するコンサルタントによる改善指導等に必要な経費		定額 定額 定額 定額 定額
2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 (1) 好気性強制発酵による堆肥の高品質化の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催等に必要な経費	以下の取組に必要な経費とする。 1 協議会の開催 2 堆肥等の成分分析 3 堆肥等の試験提供 4 堆肥造粒機等の導入（堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要と認められる機械の導入とする。）	1～3 定額 4 1/2 以内

(2) クロピラリド検査体制を構築するために必要な経費 (3) 堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化に必要な経費 (4) 異なる畜種間の連携等による飼料生産の際の化学肥料の使用量を低減する取組のために必要な経費	1 クロピラリド検査体制構築のための研修受講に必要な経費 2 外部機関による堆肥中のクロピラリド検査に必要な経費 3 クロピラリドに起因する生育障害が発生した際の初動対応（法律相談）に必要な経費 4 クロピラリド検査機器の導入 （「飼料及び堆肥に残留する除草剤（クロピラリド）の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル（第3版）」（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）又は「肥料等試験法」（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）に基づき、堆肥中のクロピラリド残留濃度を分析できる機器とする。） 取組主体が生産した堆肥を、飼料生産を行う異なる畜種の畜産農家に試験提供する取組に係る経費とする。 この際、堆肥等の試験提供を受けた畜産農家は、飼料生産に堆肥を活用することで、従前よりも化学肥料の使用量を低減させること。	1～3 定額 4 1/2 以内 定額 定額
3 畜産・土づくり施設等導入支援事業 (1) 好気性強制発酵による堆肥等の高品質化、ペレット化等に係る施設等の整備又は補改修に必要な経費	1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次の（1）から（4）までの要件を全て満たすことを要するものとする。 （1）家畜排せつ物を原料として好気性強制発酵を用いて堆肥を生産する施設等とする。 （2）整備又は補改修する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこ	1/2 以内 （堆肥化処理施設については、基準事業費を 500 m²未満は 62 千円／m²、500 m²以上は

	と。 (3) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。 (4) 原料である家畜排せつ物の調達方法、生産された肥料の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 2 施設等の整備又は補改修に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。 3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 4 取組主体は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）に基づく登録又は届出及び表示等を適正に行っていること。 5 整備又は補改修する施設等は次のとおりとする。 (1) 堆肥化处理施設（堆肥舎、堆肥発酵施設（密閉型堆肥化装置及び一体的に整備する脱臭装置を含む。）、乾燥施設、堆肥調整保管施設、堆肥流通施設（堆肥の流通を促進するための袋詰、ペレット化等の設備を備えた施設）等）、液肥化处理施設（ばっ気槽、貯留槽、スラリータンク等）、衛生対策設備（車両消毒施設、車両洗浄施設、トラックスケール等とする。ただし、複数の畜産農家から家畜排せつ物や堆肥を受け入れる堆肥化处理施設に限る。）。 (2) (1) の施設と一体的に整備する設備 (3) (1) の施設と一体的に整備する機械（堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装しているものに限る。）） (4) (1) の施設の整備又は補改修に伴い、既存施設又は設備の撤去又は現状回復を行うことができるものとする。ただし、成果目標の達成のために必要な、最小限の範囲に限る。 (5) 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水	59 千円／m^2、特認事業費を 500 m^2 未満は 80 千円／m^2、500 m^2 以上は 76 千円／m^2、とする。 （液肥化处理施設については、基準事業費を 1,000 m^3 未満は 48 千円／m^3、1,000 m^3 以上は 23 千円／m^3、特認事業費を 1,000 m^3 未満は 62 千円／m^3、1,000 m^3 以上は 29 千円／m^3 とする
--	--	---

	産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。 (6) 廃棄設備等を売却する場合、売却で得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいう。)については、これを交付対象経費から控除すること。 6 施設と一体的に整備する設備は、次の(1)から(3)までを全て満たすものとする。 (1) 5で整備する施設と併せて設置する設備であること。 (2) 堆肥又は液肥の水分調整、発酵、調整、ペレット化、の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。 (3) 施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程の在り方に本質的に関わるものであること。 7 堆肥・液肥の肥料成分等について分析を行い、耕種農家等の堆肥需用者のニーズに合うものを販売すること。 8 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。 9 複数の畜産経営から家畜排せつ物や堆肥を受け入れる堆肥化处理施設の整備にあつては、畜産経営での家畜伝染病発生に備え、都道府県と協議の上、マニュアルを整備する等、病原体拡散防止措置及びまん延防止対策に十分配慮すること。 10 堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成 取組主体と肥料業者の長期利用供給協定等により、堆肥の販売が継続することが確実な場合であつて、5の整備又は補改修を行う取組主体に限る。	定額 (15千円/ t 以内)
(2) 家畜排せつ物等焼却ボイラー施設の整備に必要な経費	1 整備する施設等は、焼却灰を肥料原料として利用するための家畜排せつ物等焼却ボイラー施設及び一体的に整備する附帯設備とし、次の要件を全て満たすこと。 (1) 発生した焼却灰の全量を肥料原料として販売する	1/2 以内

	こと。 (2) 取組主体と肥料業者間の長期利用供給協定等により堆肥の販売が継続することが確実であること。 (3) 整備する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。 (4) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。 (5) 原料である家畜排せつ物の調達方法、生産された肥料の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮すること。 2 施設等の整備等に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮すること。 3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 4 取組主体は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録又は届出及び表示等を適正に行っていること。 5 施設と一体的に整備する設備は、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程の在り方に本質的に関わるものであること。	
4 畜産環境対策推進体制支援事業 (1) 高度な畜産環境対策の推進を図るための協議会の開催に必要な経費 (2) 臭気測定、水質検査に係る経費		定額 定額

5 畜産環境関連施設等 導入支援事業 高度な畜産環境対策を実施するための施設の整備 又は補改修に必要な経費	1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次の要件を 全て満たすことを要するものとする。 (1) 脱臭施設を整備又は補改修する場合は、畜舎、堆 肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法第4 条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。 (2) 污水处理施設を整備又は補改修する場合は、当該 施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁 防止法に定める一般排水基準以下に処理し得る能力 を有すること。 (3) 整備又は補改修する施設等は、資源循環型社会の 形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られ る適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再 生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売 電するための発電に要する施設として利用しないこ と。 (4) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排 せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。 (5) 既存の施設等の設置位置、生産能力、稼働状況等 を十分に考慮するものとする。 2 施設等の整備又は補改修に当たっては、悪臭や水質 汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施 設の配置には十分配慮するものとする。 3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の 環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や 臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連 する環境法令を遵守していること。 4 整備又は補改修する施設等は次のとおりとする。 (1) 污水处理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等 (2) 脱臭施設 (3) (1) 及び (2) の施設と一体的に整備する設備 5 施設と一体的に整備する設備は、次の(1)から(3) までを全て満たし、周辺環境への影響低減に直接関わ るものとする。 (1) 4で整備する施設と併せて設置する設備であるこ と。 (2) 污水处理の設備に当たっては、固液分離、ばっ気、 脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施	1/2 以内 (污水处理施設 について は、基準事業 費を 1,000 m³未満は 48 千円 / m³、 1,000 m³以上 は 23 千円 / m³、特認事業 費を 1,000 m³未満は 62 千円 / m³、 1,000 m³以上 は 29 千円 / m³とする。)
---	--	--

	設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。 (3) 脱臭処理の設備に当たっては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。 6 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。	
--	---	--

別表 2

補助対象経費の細目等

畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産環境対策推進体制支援事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

なお、「機械装置等導入費」については、畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業のみ対象とする。また、畜産堆肥流通体制支援事業については、別に定める公募要領によるものとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	・薬品は物品受払簿で管理すること
	機械装置等導入費	・堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要な機械の導入費 ・クロピラリド検査機器の導入費	・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること ・電話等の通信費については、基本料を除く
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、分析機器、農業用機械、現地確認のための自動車等の借上経費	・事業実施に必要な期間に係る経費に限る
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること

	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費	・消耗品は物品受 払簿で管理すること
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバー利用料等の経費、広告・普及啓発に要する経費	
	研修受講費	事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	
	法律相談費	クロピラリドに起因する生育障害が発生した際の法律相談に要する経費	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、研修等に必要な経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体、取組主体に従事する者に対する謝金は認めない
委託費		事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的、効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。

役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、検査、試験等を行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルは認めない。

別添 1

畜産環境対策総合支援事業に係る採点基準

- 1 都道府県は、事業実施主体が作成した事業実施計画について精査し、別表 1 の補助対象基準に定める要件を満たしていることを確認するとともに、Ⅰ及びⅡの採点基準に基づき審査・採点を行い、適当であると認められる事業実施計画を取りまとめ、地方農政局等の求めに応じ提出するものとする。
- 2 地方農政局等は、都道府県から提出された事業実施計画について、必要に応じて都道府県に対してヒアリング等を行うものとする。
- 3 畜産局長は、都道府県から提出された事業実施計画について、ポイントが上位の事業実施計画から順に採択するものとする。ただし、同ポイントの事業実施計画が複数あった場合は、以下の（１）及び（２）の者を優先的に採択するものとする。
 - （１）費用対効果が高い者
 - （２）（１）により採択した結果、予算額に残余が生じた場合、要望額が少ない者
- 4 畜産局長は、事業実施計画の内容について指摘等がある場合は、事業実施主体に対し、指摘等を反映させた事業実施計画等を提出させることができることとする。なお、この場合にあっても、当初の採点を変更することを行わないものとする。
- 5 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合においては、採択しないものとする。
 - （１）過去３ヶ年に適化法第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消しを受けたことがある事業実施主体である場合。
 - （２）取組主体において、家畜排せつ物の管理等が関係法令に基づき適切に行われ、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる計画になっていない場合。
 - （３）Ⅰの各評価項目について、「全く認められない：０点」と判断される項目が存在する場合。
 - （４）地域住民等に対する事業説明が適切に実施されていないなど、事業が円滑に実施されることが見込まれない場合。

Ⅰ．採点基準（共通）

採点基準	評価項目	評価の方法	配分基準	配点
1 有効性	（１）課題設定	地域の実態についての現状分析（注）に基づいて、課題が正確に設定されているか。 （注） 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産・土づくり施設等導入支援事業においては、地域における家畜排せつ物の発生量や堆肥供給量、堆肥需用者の堆肥ニーズや需要量等 2 畜産環境対策推進体制支援事業及び畜産環境関連施設等導入支援事業においては、畜産経営と宅地の混住化の程度や悪臭等に	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5 点 3 点 1 点 0 点

		係る苦情発生状況、地域の水源環境への負荷等		
	(2) 目標の妥当性	現状分析と目指すべき将来像を比較し、適切な事業規模となっているか（地域の構成員や実態に照らして、実現が見込めない過大な目標や、局所的・一時的で過小な目標になっていないか）。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
2 実現性	(1) 計画の実現可能性	計画の実現可能性について、設定された課題を解決するため、各地域の実態を踏まえた固有の対応策として具体的かつ有効な方策であるか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) 協議会の組織体制	各構成員の役割や相互の連携について明確であり、事業遂行のために効果的な実施体制となっているか。また、事業遂行に係る経理その他の事務について適格な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
3 効率性	(1) 予算計画の妥当性	協議会の活動規模、施設整備の規模、機能、利用方法が、事業実施計画で実施することとしている取組に照らして適切であるか。不必要な活動内容や機能を有する施設整備の内容となっていないか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) スケジュールの妥当性	目標達成のための妥当なスケジュールであるか。また、事業目的の達成のために必要な取組を過不足なく取り上げているか。その関係及び順序は適切か。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
4 公益性	(1) 地域の政策課題との整合性	事業実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。）に基づく都道府県計画や、地域の環境基準等と整合しているか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) 地域への波及	協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるような体制にあるか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点

Ⅱ 採点基準（施設等整備）

1 成果目標に係る基準

審査基準	評価の方法	配点
1 畜産・土づくり施設等導入支援事業	【堆肥】 ・取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする堆肥について、生産量全体に占める (販売量の割合の増加) 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 点 30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 点 (肥料業者への販売量の割合の増加) 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 点 30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 点 ・次の（１）又は（２）の取組を行う事業実施計画については、それぞれ 3 点を加算できるものとする。 （１）堆肥をペレット化する取組 （２）広域流通（都道府県（北海道においては総合振興局）の境を超える運搬又は 100km 以上の運搬のいずれか運搬距離の長いもの。離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県並びに鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）においては海上輸送を伴うもの。）。) 【液肥】 ・取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする液肥について、生産量全体に占める (販売量の割合の増加) 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 点 30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 点 (肥料業者への販売量の割合の増加) 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 点	最大 10 点 (ただし、焼却灰は最大 7 点)

	30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 点 ・液肥の広域流通（都道府県（北海道においては総合振興局）の境を超える運搬又は 100km 以上の運搬のいずれか運搬距離の長いもの。離島等においては海上輸送を伴うもの。）を行う取組にあっては、6 点を加算できるものとする。 【焼却灰】 焼却灰の全量を、肥料原料として肥料業者に販売・・・・ 7 点	
2 畜産環境関連施設等導入支援事業	【浄化处理】 現状の事業場排水 1 ㍔当たりの硝酸性窒素等を 20%以上低減。 20%以上・・・・・・・・・・ 2 点 35%以上・・・・・・・・・・ 4 点 50%以上・・・・・・・・・・ 6 点 65%以上・・・・・・・・・・ 8 点 80%以上・・・・・・・・・・ 10 点 ・水質汚濁防止法等に基づく規制地域であって、一般排水基準未達となる場合にあっては 0 点とする。 【悪臭低減】 事業場との敷地境界線上の臭気指数を 11%以上低減。 11%以上・・・・・・・・・・ 2 点 17%以上・・・・・・・・・・ 4 点 22%以上・・・・・・・・・・ 6 点 28%以上・・・・・・・・・・ 8 点 33%以上・・・・・・・・・・ 10 点 ・悪臭防止法に基づく規制地域であって、規制基準未達となる場合にあっては 0 点とする。 ・悪臭防止法に基づく規制地域外にあっては、臭気指数規制を導入している最寄りの指定地域における基準値に準ずる。 ※ 浄化处理及び悪臭低減の取組を実施する場合にあっては、両者のポイントの合計を 2 で除した点数（小数点以下は切り上げることとする。）を採点に用いることとする。	最大 10 点

2 加算事項

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づく計画の認定等に応じて、最大10点を加算することとする。

（実施計画の認定） 5点

取組主体が、みどり法に基づく以下の計画の認定を受けている場合又は令和5年までに認定を受ける見込みがある場合。

- ・ 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画
- ・ 基盤確立事業実施計画

（特定区域の設定） 5点

事業実施地域が、みどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は令和5年までに特定区域の設定が見込まれる場合。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産堆肥流通体制支援事業

事業実施計画書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第 1 号

第 1 事業計画総括表

事業概要	事業費（円） （A+B+C）	国庫補助金（円） （A）	事業実施主体（円） （B）	その他（円） （C）	備考
合 計					

注 1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注 2：国庫補助金以外からの拠出があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

事業完了予定 年 月 日

別記様式第 1 号

第 2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

《目的・目的達成のための手法》

2 事業の成果目標

成果目標の内容	例：・環境負荷軽減の取組に対する畜産経営の理解増進に向けた検討会の開催回数 ・専門家による現地指導の実施畜産経営体数 ・コンサルタントによる改善指導の受診経営体数 等			
成果目標の 具体的な数値	目標値	〇〇	備考	

第 3 事業内容

1 計画のスケジュール

実施時期	目的達成のための取組（概要）
令和 4 年 4 月中 旬	例：・第 1 回検討会開催（課題や問題点の抽出等） ・相談窓口の立ち上げ
令和〇年〇月	・ 〇〇
令和〇年〇月	・ 〇〇

別記様式第1号

2 事業内容の詳細
(1) 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考

経費の内訳

実施内容	費目	細目	単価(円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額(円) (①×②)	備考
計						

注：補助対象経費の細目等に基づき、要する経費の内訳を記載すること。

別記様式第1号

(2) 優良事例の収集・調査

① 優良事例の調査

調 査 時 期	調 査 件 数	調 査 先 選 定 方 法	調 査 内 容	備 考
年 月～ 年 月	経営体			

② 調査堆肥の成分分析

分 析 回 数	実 施 時 期	目 的	実 施 方 法 (分 析 内 容)	備 考
	年 月			

経費の内訳

実 施 内 容	費 目	細 目	単 価 (円) ①	員 数 ② (人数、回数等)	金 額 (円) (①×②)	備 考
計						

注：補助対象経費の細目等に基づき、要する経費の内訳を記載すること。

別記様式第 1 号

(3) 理解醸成等を図るための情報発信

実 施 時 期	対 象 者 数 (参加者数)	実 施 内 容	実 施 内 容 の 詳 細	備 考
年 月				
年 月～ 年 月				

経費の内訳

実 施 内 容	費目	細目	単価 (円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額 (円) (①×②)	備 考
計						

注：補助対象経費の細目等に基づき、要する経費の内訳を記載すること。

別記様式第 1 号

(4) 現地指導の実施

実 施 時 期	対象経営体数	指 導 員 (専 門 家) の 範 囲	指 導 内 容	備 考
年 月～ 年 月	経営体			

経費の内訳

実 施 内 容	費目	細目	単価 (円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額 (円) (①×②)	備 考
計						

注：補助対象経費の細目等に基づき、要する経費の内訳を記載すること。

別記様式第1号

(5) コンサルタントへの相談

実施時期	対象地域	相談経営体数	指導内容	備考
年 月～ 年 月		経営体		

注1：複数のコンサルタントで実施する場合、それぞれ分けて記入すること。

注2：全国を対象とする場合、対象地域欄には「全国」と記入すること。

注3：実績報告時には、備考欄にコンサルタント業者名及び事務所住所を記入すること。

経費の内訳

実施内容	費目	細目	単価（円） ①	員数 ② （人数、回数等）	金額（円） （①×②）	備考
計						

注：補助対象経費の細目等に基づき、要する経費の内訳を記載すること。

(6) 事業推進事務費

実施内容	費目	細目	単価（円） ①	員数 ② （人数、回数等）	金額（円） （①×②）	備考
計						

第 4 連絡先

申請者 (事業担当者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

第 5 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （１）定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- （２）本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- （３）事業費積算
- （４）事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
- （５）その他必要な書類

【記載する上での留意事項】

- ・実績報告の際、計画承認申請で提出した記載内容と金額や値などが異なる場合、計画承認申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとすること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
畜産・土づくり施設等導入支援事業

事業実施計画書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第2号

第1 事業計画総括表

事業概要			事業費（円） （A+B+C）	国庫補助金（円） （A）	事業実施主体（円） （B）	その他（円） （C）	備考
畜産・土 づくり堆 肥生産流 通体制支 援事業	（１）	協議会の開催、堆肥の成分 分析、堆肥等の試験提供					
		堆肥造粒機等の導入等					
	（２）	クロピラリド検査体制構築					
		クロピラリド検査機器導入					
	（３）堆肥活用畜産物のブランド化						
	（４）異なる畜種間の連携による飼 料生産の際の化学肥料の低減						
畜産・土 づくり施 設等導入 支援事業	施設等の整備又は補改修						
	肥料業者に販売するために必要な経 費への助成						
合 計							

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

事業完了予定 年 月 日

別記様式第2号

第2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

《現状（直近数年間の状況変化）》
《目的（将来（〇年後）目指す姿）》

2 事業の成果目標

（1）畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

成果目標の内容				
成果目標の 具体的な数値	目標値		備考	

注：機械導入を行う場合、（2）の成果目標を設定すること。

（2）畜産・土づくり施設等導入支援事業

取組主体	成果目標の内容	・〇〇〇における堆肥生産量に占める〇〇※の割合を〇〇年後に〇〇ポイント以上増加 ・〇〇〇における燃焼灰の全量を販売			
	成果目標の 具体的な数値	現状値 (年度)	〇〇% (△△トン/〇〇トン)	目標年度 (年度)	〇〇% (△△トン/〇〇トン)

※販売量又は肥料業者への販売量を記載

注：取組主体毎に作成すること。取組主体が複数の場合は適宜行を追加すること。

別記様式第2号

3 堆肥の販売先との連携

堆肥の販売先	例：JA〇〇
取組内容	例：牛ふん堆肥を配合した混合肥料を製造、販売。
活用する事業	例：国内肥料資源活用総合支援

肥料利用者	例：JA△△
取組内容	例：〇〇の栽培に、牛ふん堆肥を配合した混合肥料を活用し、栽培効果を検証。
活用する事業	例：国内肥料資源活用総合支援

注1：堆肥の販売先と肥料利用者が同じ場合は、肥料利用者に同上と記載すること。

注2：堆肥の販売先が肥料業者の場合、その先の肥料利用者を可能な限り記載すること。複数の利用者に販売する場合は、代表的な利用者を記載すること。

注3：計画時点で具体的に記載できない場合は、想定される者や地域等を記載することを可とするが、事業完了年度の翌年度の事業実施状況又は評価報告時までに、確定させて報告すること。

注4：販売先や利用者が多岐にわたる場合、任意様式で別途提出可。

注5：「活用する事業」の欄には、国の補助事業を活用する場合はその事業名を、活用しない場合は「―」と記入すること。

別記様式第 2 号

4 その他の取組

堆肥をペレット化する取組	(具体的な取組内容を記載)
--------------	---------------

広域流通の取組	(具体的な取組内容を記載)
---------	---------------

第 3 協議会の組織体制と役割

1 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
畜産農家	
耕種農家	
肥料業者	
都道府県	
市町村	
その他 ○○	

注 1： 事業実施体制が分かる図を添付すること。

注 2： 畜産を営む者以外の 2 者以上の関係者から構成される協議会であること。

注 3： 機械導入又は施設整備に取り組む場合にあっては、取組主体となる者の右側に（ ）書きにより取組主体と記載すること。

別記様式第 2 号

2 取組主体

＜畜産農家が取組主体となる場合＞

取組主体名	
経営形態	
飼養方式	
家畜排せつ物発生量 (年間)	
堆肥生産量 (年間)	
堆肥販売方法 (現状)	
その他	

注：機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

＜畜産農家以外が取組主体となる場合＞

取組主体名					
経営形態、 業種					
協議会内の 畜産農家構成員	経営形態	家畜排せつ物発生量 (年間)	堆肥生産量 (年間)	堆肥販売方法 (現状)	その他

注 1：機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

注 2：任意様式で別途提出可

別記様式第2号

3 計画のスケジュールと構成員の取組

番号	目的達成のための取組（概要）	計画における構成員の連携・役割分担
1	《取組の内容・時期》	
2	《取組の内容・時期》	
3	《取組の内容・時期》	
4	《取組の内容・時期》	
5	《取組の内容・時期》	
6	《取組の内容・時期》	

別記様式第2号

4 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

(1) 事業実施内容

実施内容		実施時期	取組内容（場所、回数等）	備考
協議会の開催			（協議会の開催の具体的な内容を記載）	
堆肥等の成分分析			（検査機関名、検査回数等を記載）	
堆肥等の試験提供			（堆肥等の試験提供先や提供方法、回数等を具体的に記載）	
クロピラリド 検査体制の 構築	研修受講		（研修先、研修受講人数等を具体的に記載）	
	クロピラリド 検査		（検査機関名、検査回数等を記載）	
堆肥活用畜産物のブランド化			（飼料作物の堆肥利用の具体的な内容や、ブランド化の具体的な内容を記載）	
異なる畜種間の連携による飼料生産の際の化学肥料の低減			（堆肥の試験提供先の畜種や堆肥の利用方法を記載）	

(2) 堆肥造粒機等の導入等に係る経費

No	導入機器	導入予定 時期	取組主体	事業費 (円)	負担区分			補助 率	補助残融資担保	
					国庫補助 金 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)		有無	金融機関名、融資資 金名、融資予定金 額、償還年数等
1										
2										
消費税相当額										
合計										

(3) クロピラリド検査機器の導入に係る経費

No	導入機器	導入予定 時期	取組主体	事業費 (円)	負担区分			補助 率	補助残融資担保	
					国費補助 金 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)		有無	金融機関名、融資資 金名、融資予定金 額、償還年数等
1										
2										
消費税相当額										
合計										

別記様式第 2 号

導入機器の 設置場所 (名称と住所)	検査予定 検体数/年	検査予定検体数の考え方 (〇〇農家〇戸×年〇回/ 戸×検体数/回などのよう に記載)	検査料 ※予定価格でも可 ※無償の場合は無償 と記載	1 年間の検査スケジュール (機械導入時期、研修時期、検査 の予定を明記)

(4) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業の経費の内訳

実 施 内 容	費 目	細 目	単価 (円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額 (円) (①×②)	備考
計						

注：別表 2 補助対象経費の細目等に基づき、畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業に要する経費の内訳を記載すること。

別記様式第2号

5 畜産・土づくり施設等導入支援事業

(1) 施設等の整備の種類・内容

No	施設等の種類・内容	施設規模	整備する施設等の予定地（住所）
1			
2			
3			

(2) 施設等の整備に係る経費等

[illegible]

別記様式第 2 号

(3) 堆肥を肥料業者への販売するために必要な経費への助成

取組主体	堆肥の販売先 (肥料業者名)	単価 (円) (15 千円/ t 以内) ①	予定数量 (t) ②	金額 (円) (①×②)	備 考
計					

注 1：畜産・土づくり施設等導入支援事業（家畜排せつ物等焼却ボイラー施設を除く）を計画し、かつ堆肥を長期的に肥料業者に販売することが確実な場合に記載すること。

注 2：数量は小数点以下を切り捨てること。

第 4 協議会の組織体制と役割

(1) 地域における政策課題との整合性

《事業実施計画と家畜排せつ物法に基づく都道府県計画の整合性等について記載》

(2) 地域への波及効果

《協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画等について記載》

第 5 連絡先

申請者 (事業担当 者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

別記様式第2号

第6 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （1）協議会の定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等（新たに設立された協議会にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等））
- （2）取組主体等が要領で規定する法人の場合、定款（写し）
- （3）取組主体等が要領で規定する集団及び団体の場合、規約又は共同利用契約書（写し）
- （4）みどりのチェックシート（写し）
- （5）概略図（事業内容、構成員、役割分担等）
- （6）別表2の細目を活用した事業費積算
- （7）事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
- （8）申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）
- （9）申請する補助対象施設の図面（写し）、機械のカatalog（写し）
- （10）既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- （11）既存施設の平面図・立面図、既存施設及び機器の資産管理台帳
- （12）申請する補助対象施設・機械と既存施設・機械の配置や処理行程及び施設規模の根拠を示す資料
- （13）費用対効果分析結果の算出根拠資料
- （14）その他必要な書類（肥料業者との長期利用供給協定書等）

【記載する上での留意事項】

- ・実績報告の際、計画承認申請で提出した記載内容と金額や値などが異なる場合、計画承認申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとすること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産環境対策推進体制支援事業
畜産環境関連施設等導入支援事業

事業実施計画書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第3号

第1 事業計画総括表

事業概要		事業費（円） （A+B+C）	国庫補助金（円） （A）	事業実施主体（円） （B）	その他（円） （C）	備考
畜産環境対策推進体制 支援事業	（1）協議会の 開催					
	（2）臭気測定・水質検査					
畜産環境関連施設等導入支援 事業						
合 計						

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

事業完了予定 年 月 日

別記様式第3号

第2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

《現状（直近数年間の状況変化）》
《目的（将来（○年後）目指す姿）》

2 事業の成果目標

（1）畜産環境対策推進体制支援事業

成果目標の内容				
成果目標の 具体的な数値	目標値		備考	

注：機械導入を行う場合、（2）の成果目標を設定すること。

（2）畜産環境関連施設等導入支援事業

取組主体	成果目標 の内容	・事業場との敷地境界線上の臭気指数の〇〇%以上の低減 ・事業場排水1ℓ当たりの硝酸性窒素等の〇〇%以上の低減			
	成果目標の 具体的な数値	現状値 (年度)	〇〇% (△△/〇〇)	目標年度 (年度)	〇〇% (△△/〇〇)

注：取組主体毎に作成すること。取組主体が複数の場合は適宜行を追加すること。

第3 協議会の組織体制と役割

1 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
畜産農家	
農協	
都道府県	
市町村	
その他 ○○	

- 注1： 事業実施体制が分かる図を添付すること。
- 注2： 畜産を営む者以外の2者以上の関係者から構成される協議会であること。
- 注3： 施設整備に取り組む場合にあっては、取組主体となる者の右側に（ ）書きにより取組主体と記載すること。

2 取組主体

＜畜産農家が取組主体となる場合＞

取組主体名	
経営形態	
飼養方式	
家畜排せつ物発生量（年間）	
臭気対策の方法（現状）	
浄化处理の方法（現状）	
その他	

注：機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

別記様式第3号

＜畜産農家以外が取組主体となる場合＞

取組主体名					
経営形態、業種					
協議会内の畜産農家構成員	経営形態	家畜排せつ物発生量 (年間)	臭気対策の方法 (現状)	浄化处理の方法 (現状)	その他

注1： 機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

注2： 任意様式で別途提出可

3 計画のスケジュールと構成員の取組

番号	目的達成のための取組（概要）	計画における構成員の連携・役割分担
1	《取組の内容・時期》	
2	《取組の内容・時期》	

4 畜産環境対策推進体制支援事業

(1) 事業実施内容

実施内容	実施時期	取組内容（場所、回数等）	備考
協議会の開催		（協議会の開催の具体的な内容を記載）	
臭気測定		（検査機関名、検査回数等を記載）	
水質検査		（検査機関名、検査回数等を記載）	

(2) 畜産環境対策推進体制支援事業の経費の内訳

実施内容	費目	細目	単価（円） ①	員数 ② （人数、回数等）	金額（円） （①×②）	備考
計						

注：別表2補助対象経費の細目等に基づき、畜産環境対策推進体制支援事業に要する経費の内訳を記載すること。

5 畜産環境関連施設等導入支援事業

(1) 施設等の整備の種類・内容

No	施設等の種類・内容	施設規模	整備する施設等の予定地（住所）
1			
2			
3			

(2) 施設等の整備に係る経費等

[illegible]

第4 協議会の組織体制と役割

(1) 地域における政策課題との整合性

《事業実施計画と家畜排せつ物法に基づく都道府県計画の整合性等について記載》

(2) 地域への波及効果

《協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画等について記載》

第5 連絡先

申請者 (事業担 当者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

第6 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （1）協議会の定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等（新たに設立された協議会にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等））
- （2）取組主体等が要領で規定する法人の場合、定款（写し）
- （3）取組主体等が要領で規定する集団及び団体の場合、規約又は共同利用契約書（写し）
- （4）みどりのチェックシート（写し）
- （5）概略図（事業内容、構成員、役割分担等）
- （6）別表2の細目を活用した事業費積算
- （7）事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
- （8）申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）
- （9）申請する補助対象施設の図面（写し）、機械のカタログ（写し）
- （10）既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- （11）既存施設の平面図・立面図、既存施設及び機器の資産管理台帳
- （12）申請する補助対象施設・機械と既存施設・機械の配置や処理行程及び施設規模の根拠を示す資料
- （13）費用対効果分析結果の算出根拠資料
- （14）その他必要な書類

【記載する上での留意事項】

- ・実績報告の際、計画承認申請で提出した記載内容と金額や値などが異なる場合、計画承認申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとすること。

都道府県事業実施計画総括表

(1)事業費及び採点結果

番号	事業実施主体	取組主体 (※)	事業内容 (事業名)	事業の概要 (施設等の規模、能力等)	事業費 (円)	負担区分				完了年月日	事業の成果目標			実施計画の 認定の有無	指定区域の 設定の有無	都道府県 の採点結果	備考
						補助金 (円)	都道府県費 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)		内容	現状値	目標値				
事業費計																	
附帯事務費																	
合計																	

(注) 1 番号は事業内容ごとに割り振ること。

2 各番号に対応する別記様式第2号及び第3号を添付すること。

3 整備した施設等の貸付けをする場合には、(※)内に借受者を記載すること。

4 「事業内容(事業名)」欄は、別記様式第2号の場合には「土づくり」、別記様式第3号の場合には「環境対策」と記載すること。

5 「都道府県の採点」欄の内訳が分かる資料を添付すること。

6 実施計画の認定

取組主体が、みどり法に基づく以下の計画の認定を受けている場合又は令和5年までに認定を受ける見込みの有無を記載すること。

- ・ 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画
- ・ 基盤確立事業実施計画

7 特定区域の設定

事業実施地域が、みどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合。若しくは令和5年までに特定区域の設定が見込まれる場合の有無を記載すること。

(2)附帯事務費

事業内容	事業費 (円)	負担区分			備考
		補助金(円)	都道府県費(円)	その他(円)	
合計					

(注) 1 「事業内容」欄は、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」に定める附帯事務費の使途基準により記載すること。

2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、「事業内容」欄の経費ごとに記載すること。

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者の氏名

畜産環境対策総合支援事業評価報告書
(〇〇年度)

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3509 号農林水産省農産局長、4 畜産第 1954 号農林水産省畜産局長通知）別紙 2 の第 9 の 1 に基づき、別添のとおり報告します。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産堆肥流通体制支援事業

評価報告書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第5号別添

1 事業実績総括表

事業概要	事業費（円） （A+B+C）	国庫補助金（円） （A）	事業実施主体（円） （B）	その他（円） （C）	備考
合計					

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2：国庫補助金以外からの拠出があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業の成果

内 容	事業成果

注：内容には取り組んだ事業毎の実績を記載し、事業成果には、自己評価を記載する。

3 成果目標の達成状況

成果目標の内容				
成果目標の具体的な数値	実績値 (計画時の 目標値)	()	達成率	

4 取組の総合評価及び事業の効果

5 添付資料（任意）

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の氏名

畜産環境対策総合支援事業実施状況報告書
(〇〇年度)

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和 4 年12月21日付け 4 農産第3509号
農林水産省農産局長、4 畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙 2 の第 8 の 1
に基づき、別添のとおり報告します。

（注）1 別紙 2 の第 9 の 2 に基づく事業評価の報告を行う場合にあっては、実施状況報告書を評価報告書に、本文中「第 8 の 1」を「第 9 の 2」に置き換えること。

実施状況と評価報告を同時に行う場合にあっては、実施状況及び評価報告書に、本文中「第 8 の 1」を「第 8 の 1 及び第 9 の 2」に置き換えること。

2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産・土づくり施設等導入支援事業については、別添 1 の実施状況（評価）報告書を、畜産環境対策推進体制支援事業及び畜産環境関連施設等導入支援事業については、別添 2 の実施状況（評価）報告書を添付すること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
畜産・土づくり施設等導入支援事業
実施状況（評価）報告書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第 6 号別添 1

1 事業実績総括表

事業概要			事業費（円） （A+B+C）	国庫補助金（円） （A）	事業実施主体（円） （B）	その他（円） （C）	備考
畜産・土 づくり堆 肥生産流 通体制支 援事業	（１）	協議会の開催、堆肥の成分 分析、堆肥等の試験提供					
		堆肥造粒機等の導入等					
	（２）	クロピラリド検査体制構築					
		クロピラリド検査機器導入					
	（３）堆肥活用畜産物のブランド化						
	（４）異なる畜種間の連携による飼 料生産の際の化学肥料の低減						
畜産・土 づくり施 設等導入 支援事業	施設等の整備又は補改修						
	肥料業者に販売するために必要な経 費への助成						
合 計							

（注） １：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

２：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業の成果

事業内容	取組主体	事業成果

注：事業内容には、取り組んだ事業毎の実績を記載し、事業成果には、自己評価を記載する。

クロピラリド検査機器導入の成果

導入機器の 設置場所 (名称と住所)	検査実績 検体数/年	検査の内訳 (〇〇農家〇戸×年〇回/戸×検体 数/回などのように記載)	検査料 ※無償の場合は無償と 記載	1 年間のスケジュール (機械導入時期、研修 時期、検査時期の実績 を明記)

3 成果目標の達成状況

(1) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

成果目標の内容				
成果目標の具体的な数値	目標値		備考	

注：機械導入を行う場合、(2) の成果目標の成果目標の達成状況を記載すること。

(2) 畜産・土づくり施設等導入支援事業

取組主体	成果目標の内容	取組前 (令和○年度)	事業 完了年度 (令和□年度)	翌年度 (令和△年度)	目標年度 (令和◇年度)	達成率	備考

注：取組主体毎に作成すること。取組主体が複数の場合は適宜行を追加すること。

別記様式第 6 号別添 1

(3) 堆肥の販売先との連携

堆肥の販売先	例：JA〇〇
取組内容	例：牛ふん堆肥を配合した混合肥料を製造、販売。
活用した事業	例：国内肥料資源活用総合支援

肥料利用者	例：JA△△
取組内容	例：〇〇の栽培に、牛ふん堆肥を配合した混合肥料を活用し、栽培効果を検証。
活用した事業	例：国内肥料資源活用総合支援

注 1：堆肥の販売先と肥料利用者が同じ場合は、肥料利用者に同上と記載すること。

注 2：堆肥の販売先が肥料業者の場合、その先の肥料利用者を可能な限り記載すること。複数の利用者に販売する場合は、代表的な利用者を記載すること。

注 3：販売先や利用者が多岐にわたる場合、任意様式で別途提出可。

注 4：「活用した事業」の欄には、国の補助事業を活用した場合はその事業名を、活用していない場合は「一」と記入すること。

4 当該年度を取組の総合評価

5 今後の課題と翌年度計画への反映状況（目標年度の翌年度の成果報告書には記載不要）

6 事業評価報告（目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載）

（1）成果目標の達成状況

（2）事業実施後の課題

注：成果目標の達成や施設等の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

（3）改善方策（改善の必要がある場合に記載）

注：成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で改善の必要がある場合に記載すること。

(4) 目標年度における本事業の効果

--

注 1 : 成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合はどのような効果があったのか記載すること。

注 2 : 各効果の値とその根拠資料も添付すること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産環境対策推進体制支援事業
畜産環境関連施設等導入支援事業
実施状況（評価）報告書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第 6 号別添 2

1 事業実績総括表

事業概要		事業費（円） （A+B+C）	国庫補助金 （円）（A）	事業実施主体 （円）（B）	その他 （円）（C）	しゅん功又は 完了年月日	備考
畜産環境対策推進体制 支援事業	（１）協議会の 開催						
	（２）臭気測定・ 水質検査						
畜産環境関連施設等 導入支援事業							
合 計							

注 1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注 2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

別記様式第 6 号別添 2

2 事業の成果

事業内容	取組主体	事業成果

注：内容には、取り組んだ事業毎の実績を記載し、事業成果には、自己評価を記載する。

3 成果目標の達成状況

(1) 畜産環境対策推進体制支援事業

成果目標の内容				
成果目標の具体的な数値	目標値		備考	

(2) 畜産環境関連施設等導入支援事業

取組主体	成果目標の内容	取組前 (令和○年度)	事業 完了年度 (令和□年度)	翌年度 (令和△年度)	目標年度 (令和◇年度)	達成率	備考

注：取組主体毎に作成すること。取組主体が複数の場合は適宜行を追加すること。

4 当該年度の取組の総合評価

--

5 今後の課題と翌年度計画への反映状況（目標年度の翌年度の成果報告書には記載不要）

--

6 事業評価報告（目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載）

（1）成果目標の達成状況

--

（2）事業実施後の課題

--

注：成果目標の達成や施設等の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

(3) 改善方策 (改善の必要がある場合に記載)

注：成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で改善の必要がある場合に記載すること。

(4) 目標年度における本事業の効果

注 1：成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合はどのような効果があったのか記載すること。

注 2：各効果の値とその根拠資料も添付すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事
氏 名

畜産環境対策総合支援事業実施状況報告書
(〇〇年度)

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙2の第8の1に基づき、別添のとおり報告します。

（注）1 別紙2の第9の2に基づく事業評価の報告を行う場合にあっては、実施状況報告書を評価報告書に、本文中「第8の1」を「第9の2」に置き換えること。

実施状況と評価報告を同時に行う場合にあっては、実施状況及び評価報告書に、本文中「第8の1」を「第8の1及び第9の2」に置き換えること。

2 別添として都道府県事業成果報告書（評価報告書）を添付すること。

都道府県事業成果報告書(評価報告書)

事業実施主体	事業内容 (事業名)	事業の概要 (施設等の規模、能力等)	取組主体	成果目標	事業実施状況					事業費 (円)	負担区分				完了年月日	事業実施主体の評価		都道府県 の評価	備考
					取組前 (令和〇年度)	事業完了年度 (令和〇年度)	翌年度 (令和〇年度)	【目標年度】 (令和〇年度)	達成率 (%)		補助金 (円)	都道府県費 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)		総合評価	課題と 翌年度への 反映状況		

都道府県 平均達成率 (%)		都道府県 総合所見	
----------------------	--	--------------	--

- (注) 1 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書又は評価報告書を添付すること。
- 2 達成率は、報告年度における値を記入すること。(達成率:(当該年度の成果目標数値－計画時の現状値)／(計画時の成果目標数値－計画時の現状値))
- 3 「事業内容(事業名)」欄は、別記様式第2号の場合には「土づくり」、別記様式第3号の場合には「環境対策」と記載すること。
- 4 「事業実施主体の評価」欄及び「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所感を記入すること。
- 5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。